

助成
制度
1

細街路整備事業 ～拡幅すべき道路に接している方へ～

細街路に指定された道路の拡幅整備を行う際、一定の条件を満たす場合は、細街路整備に付随する工事や測量・登記費用等の助成金を利用できます。詳しくは、以下の担当窓口までご相談ください。

建築防災課 細街路係（足立区役所 中央館4階）
電話 03-3880-5286（直通）
FAX 03-3880-5615



道路の拡幅整備後

助成
制度
2

緑化工事助成制度 ～生け垣などでみどりを増やす場合～

敷地が道路に接する部分または建築物の屋上や壁面に緑化工事を行う場合に利用できる制度です。生け垣や植込地をつくる場合はぜひご利用ください。

なお、助成の申請は工事着手の2週間前までにお願いします。詳しくは、以下の担当窓口までご相談ください。

パークイノベーション推進課 緑化推進係
（足立区役所 北館3階）
電話 03-3880-5188（直通）
FAX 03-3880-5620



緑化工事後

届出

地区計画の区域内で建物の建替えを行う方へ

地区計画の区域内で建築物の建替えなどを行う際には、都市計画法に基づき工事着手の30日前までに、区へ地区計画の届出が必要です。

詳しくは、以下の担当窓口までご相談ください。

建築審査課 審査第二係
（足立区役所 中央館4階）
電話 03-3880-5276（直通）
FAX 03-3880-5615



【お問い合わせ先】

足立区 都市建設部 まちづくり課 西部地区係（足立区役所 南館4階）

電話 03-3880-5437（直通）

FAX 03-3880-5605

E-mail machi@city.adachi.tokyo.jp



「美しいまち」は「安全なまち」



ビューティフルウィンドウズ運動展開中
足立区

舎人・古千谷本町地区

令和4年4月号

まちづくりニュース

足立区 まちづくり課



公園整備に向けて

動きだしました



令和4年3月30日付で、地区計画の一部を変更しました。計画的かつ着実に公園整備を行うため、地区計画で位置付けられた地区施設公園を廃止し、新たに都市計画公園に位置付けました。

今後、地域の皆さまのご意見をいただきながら、公園整備を行ってまいります。



都市計画公園とは？

地方公共団体が都市計画法に基づき定める公園です。

地区計画で位置付けられた地区施設公園よりも、都市計画法による制限がかかり、相当な理由がない限り変更されることなく、計画的かつ着実に公園の整備を進めることができます。

地区計画の詳しい内容は中面でご確認ください



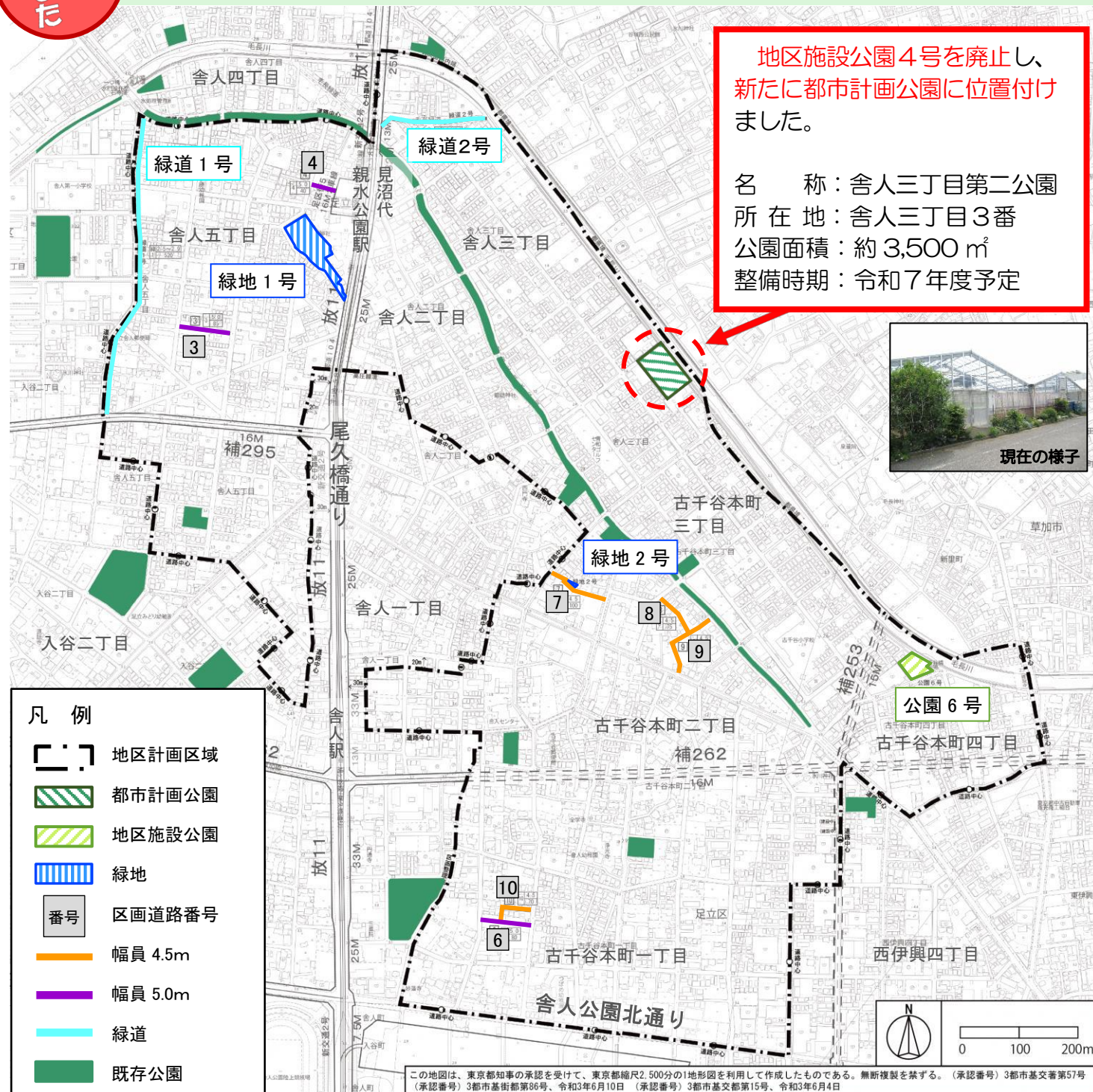
変更なし

地区計画の目標

緑豊かな快適で便利なまちの形成を目指し、多様な世代が住み続けられる良好な居住環境と、コミュニティ活動の根づくまちづくりを推進します。
そのため、公共施設の整備を図りつつ、土地の有効利用を適切に誘導していきます。

変更しました

地区施設の計画図



変更なし

建物を建てる際のルール

引き続き、地区計画のルールに沿った建替えをお願いします。

建築物等の用途の制限

駅周辺では、風営施設の一部を制限しています。

建築物等の高さの最高限度

特定の道路沿道では、**建物の高さは最高12m**とします。

形態または意匠の制限

色彩は、良好な住環境にふさわしい**落ち着いた色あい**にしてください。

容積率・建蔽率の最高限度

まちづくりのルールを守ることで、都市計画で指定された容積率、建蔽率で建物を建てることができます。

敷地面積の最低限度

敷地面積は**83㎡以上**としてください。

例 面積 170㎡の土地を分割して建物を建てる場合

壁面の位置の制限

壁面の位置は、道路境界線から**0.6m**とします。

垣・柵の作りかた

道路に面して設ける垣又は柵は、**生け垣又はフェンス**にしてください。

助成制度
あります！
4ページへ